十勝地区ボランティアセンター交通遺児・災害遺児家庭見舞金給付事務取扱要領

第１条　この要領は、交通事故等の災害により生計中心者を失った遺児家庭に対し、見舞金を支給し、遺児の援護、激励等を行うことを目的とする。

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生計中心者　遺児を扶養していた親又はこれに代わるべき者をいう。

(2) 遺　　児　災害により死亡した生計中心者が扶養していた十勝管内の町村に住所を有する満１８歳以下（高校在学中の者に限る。）の者をいう。

(3) 扶養する者　生計中心者の死亡後において、遺児を扶養することとなる者をいう。

第３条　生計中心者が、次の各号の一に該当する災害により死亡したときは、その者の死亡の当時、十勝管内の町村に住所を有し、かつ、遺児を扶養することとなった者に、町村の社会福祉協議会を通して見舞金を給付する。

(1) 交通災害

(2) 労働災害

(3) 自然現象により発生した災害

(4) 火災による災害

２　見舞金の給付にあたっては、町村の社会福祉協議会からの申請に基づき、運営委員会に諮って決定する。

第４条　見舞金の額は、遺児１人につき年額２０，０００円を給付し、高等学校等修学者は年額３０，０００円を加算する。

第５条　この要領の施行にあたって必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２１年１２月１１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年８月２３日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年７月５から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１１月２７日から施行する。